

情報・システム研究機構予算規程

〔平成16年5月26日〕
制 定

最近改正 令和3年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構会計規程（以下「会計規程」という。）第5条第2項、第14条及び第55条の規定に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における予算の編成及び執行等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 予算については、関係法令及び機構で別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(予算単位及び予算責任者)

第3条 会計規程第5条第2項の規定により、予算単位を、情報・システム研究機構組織運営規則（以下「運営規則」という。）第2条に定めるところにより、本部、国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に区分する。

2 前項の予算単位に予算責任者一人を置き、本部及び各研究所にあつては、それぞれ事務局長及び所長をもって充てる。

(予算の意義)

第4条 予算は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第31条第1項に基づく中期計画及び準用通則法（法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）をいう。）第31条第1項に基づく年度計画に掲げる事項を適正かつ確実に実施するため、収入支出を適切に見積もらなければならない。

(予算編成方針)

第5条 機構長は、予算編成方針の策定に当たっては、経営協議会の審議及び役員会の議を経た後、予算責任者に示さなければならない。

(予算の通知)

第6条 機構長は、会計規程第12条第4項の規定により予算を決定したときは、これを予算責任者に示さなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(予算の執行計画)

第7条 予算責任者は、前条の規定により予算を示されたときは、別紙第1号様式による予算執行計画書を作成し、遅滞なく、機構長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 予算責任者は、前項の規定により作成した予算執行計画書とその経理を行う経理責任者に送付するものとする。

(予算執行に関する報告)

第8条 機構長は、予算の適正な執行を確保するため、必要と認めるときは、予算責任者に執行状況について資料の提出を求めることができる。

2 機構長は、前条第1項及び前項の規定により提出のあったものについて検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(予算の変更)

第9条 機構長は、法人法第31条第1項若しくは第4項の規定により中期計画を変更しようとするとき、又は機構の業務の実施状況を勘案し、必要と認めるときは、予算を変更することができる。

(予算の追加申請)

第10条 予算責任者は、第6条の規定により示された予算のほか、業務を実施するため、予算の追加を必要とするときは、別紙第2号様式による予算追加申請書を作成し、機構長に提出することができる。

2 機構長は、前項の申請内容について検討を行い遅滞なく、所要の措置を講ずるものとする。

3 機構長は、前項の規定により検討した結果を、申請した予算責任者に通知しなければならない。

(予備費の執行)

第11条 予備費の執行については、前条の規定を準用する。

(予算単位相互の予算の流用)

第12条 予算責任者は、業務を実施するため、別の予算単位から予算の流用を受けようとするときは、流用をする予算責任者とともに、別紙第3号様式による予算流用申請書を作成し、機構長に提出することができる。

2 機構長は、前項の規定による申請があったときは、その申請内容について検討を行い、その結果を双方の予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位内の予算の流用)

第13条 予算責任者は、予算単位内においては、予算を流用することができる。ただし、目的別予算科目相互の流用については、前条の規定を準用する。

(予算の繰越し)

第14条 予算責任者は、事業年度内に執行済とならない予算のうち、繰越しを必要と認めものについて、別紙第4号様式による繰越予算計算書を作成し、遅滞なく、機構長に提出しなければならない。

2 機構長は、前項の規定による報告があったときは、その内容について検討を行い、必要と認めるときは、中期計画の期間の最後の事業年度を除き、これを次の事業年度に繰り越さなければならない。

3 機構長は、前項の規定により検討した結果を、予算責任者に通知しなければならない。

(細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

令和 年度 第 期

予 算 執 行 計 画 書

令和 年 月 日

機 構 長 殿

予算単位名 :

予算責任者名 :

下記の予算執行計画書を提出します。

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
収入					
運営費交付金					
施設費等補助金					
.....					
合計					
支出					
業務経費					
(内教育関係経費)					
(内研究関係経費)					
一般管理費					
人件費					
合計					

第2号様式（第10条関係）

令和 年度 第 期

予 算 追 加 申 請 書

令和 年 月 日

機 構 長 殿

予算単位名：

予算責任者名：

下記の予算について追加配分を申請します。

予算科目及び予算事項：

配 分 申 請 の 理 由：

金 額：

積 算 根 拠：

第3号様式（第12条関係）

令和 年度 第 期

予 算 流 用 申 請 書

令和 年 月 日

機 構 長 殿

予 算 単 位 名 : 流 用 元
流 用 先

予 算 責 任 者 名 : 流 用 元
流 用 先

下記の予算について追加配分を申請します。

流用元予算科目及び予算事項：

流用先予算科目及び予算事項：

流 用 の 理 由：

金 額：

積 算 根 拠：

第4号様式（第14関係）

令和 年度 第 期

繰越予算計算書

令和 年 月 日

機 構 長 殿

予算単位名：

予算責任者名：

下記の予算について繰越予算計算書を提出します。

予算科目及び予算事項：

繰越の理由：

金 額：